

清流の国ぎふ

岐阜県流域下水道事業経営戦略
(令和6年度～令和15年度)

岐 阜 県
令和6年3月



目 次

第1章 経営戦略の趣旨	1
1 背景と目的.....	1
2 計画期間.....	1
第2章 事業概要	2
1 事業の現況.....	2
(1) 事業概要.....	2
(2) 整備状況.....	4
(3) 普及状況.....	5
(4) 年間流入汚水量及び年間汚泥処分量の実績.....	6
2 事業費の実績.....	7
(1) 維持管理費.....	7
(2) 建設改良費.....	8
(3) 企業債の未償還元金残高.....	8
3 組織体制.....	9
4 財源.....	9
(1) 維持管理負担金.....	9
(2) 建設負担金.....	10
5 現在実施している取り組み.....	11
(1) 施設の老朽化対策.....	11
(2) 自然災害リスクへの対応.....	11
(3) 温室効果ガス排出量の削減.....	13
(4) エネルギー使用の合理化.....	14
(5) 施設の合理化（広域化・共同化）.....	14
(6) 民間活用.....	15
(7) 資源の有効利用.....	15
(8) 情報発信.....	15
第3章 経営状況の分析	16
1 経営比較分析表を活用した現状分析.....	16
(1) 経常収支比率.....	16
(2) 累積欠損金比率.....	16
(3) 流動比率.....	17
(4) 企業債残高対事業規模比率.....	17
(5) 汚水処理原価.....	17
(6) 施設利用率.....	18
(7) 水洗化率（接続率）.....	18

(8) 有形固定資産減価償却率.....	18
(9) 管きょ老朽化率.....	19
(10) 管きょ改善率.....	19
第4章 将来の事業環境.....	20
1 流域下水道事業における各種人口推計.....	20
(1) 関連市町の人口推計.....	20
(2) 処理区域内（整備区域内）人口の推計.....	20
(3) 水洗化人口の推計.....	21
2 年間流入汚水量の推計.....	21
第5章 経営の基本方針.....	22
1 基本理念.....	22
2 基本方針.....	22
3 基本方針実現に向けた対策.....	23
4 経営戦略における指標及び目標値.....	25
第6章 投資・財政計画（収支計画）.....	26
1 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	26
(1) 策定方針.....	26
(2) 収益的収支についての説明.....	26
(3) 資本的収支についての説明.....	27
2 投資・財政計画（収支計画）.....	28
3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組み.....	29
第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	30

第1章 経営戦略の趣旨

1 背景と目的

下水道等の社会資本を取り巻く環境は、将来予測される変化として、急速な人口減少や老朽化施設の増大等が挙げられ、今後、人口減少による収入の減少、修繕・改築費用の増大等は事業経営に大きな影響を与えます。また、頻発する自然災害リスクへ対応していくため、対策費が増大することが考えられます。

下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことから、国は、各地方公営企業に対して将来にわたって住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定とその取り組みを実施していくことを要請しています。経営戦略の中心は、中長期を見通したうえで計画期間内の投資・財政計画を策定することにあります。

そこで、流域下水道事業の経営の健全化のため、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標を設定し、財源確保を見通したうえで経営・投資の合理化により、持続可能な下水道事業運営を図れるよう、令和3年3月に経営戦略を策定しました。

令和6年3月で策定から3年が経過していることに加え、物価上昇等の社会経済情勢の変化があったため、経営戦略の改定を行います。

なお、岐阜県では、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs[※]）に関して、令和2年7月17日に「SDGs未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定しました。岐阜県流域下水道事業経営戦略は、この17のSDGsのうち、特に目標6【安全な水とトイレを世界中に】、目標11【住み続けられるまちづくりを】、目標13【気候変動に具体的な対策を】及び目標14【海の豊かさを守ろう】の達成に資する取り組みとしての性格も有します。



※Sustainable Development Goals の略称。2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標。17の目標と169のターゲットから構成され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことにより、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指す。

経営戦略策定の経過

R3.3 岐阜県流域下水道事業経営戦略（当初計画）策定

R6.3 岐阜県流域下水道事業経営戦略（第1回改定）策定

2 計画期間

経営戦略の投資・財政計画を策定する上での計画期間は、令和6年度～令和15年度までの10年間とします。

第2章 事業概要

1 事業の現況

本県は、昭和 52 年 2 月に木曾川右岸流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）に着手し、関連する 10 市町（岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、八百津町、川辺町、御嵩町（以下、「関連市町」という。））の公共下水道事業に合わせ、事業を実施しています。平成 3 年 4 月 1 日に処理を開始し、社会資本として公共用水域の水質保全、公衆衛生及び生活環境の改善に努めています。

(1) 事業概要

流域下水道事業は、木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画^{※1}、岐阜県汚水処理施設整備構想^{※2}に基づき、処理区域や施設規模、放流水質等を定めた全体計画^{※3}及び事業計画^{※4}により整備を進めています。

昭和 52 年 2 月の事業認可以降、浄化センター、中継ポンプ場、幹線管きよの整備を進め、現在は施設の耐震化・耐水化工事、老朽化が進んでいる浄化センター、中継ポンプ場の水処理設備等の改築・更新を順次実施しています。また、幹線管きよにおいては腐食のおそれが見込まれる箇所を定期的に点検し修繕する等、公衆衛生上、重大な事故が発生しないよう管理運営に努めています。

- ※1 公共用水域の水質汚濁を下水道整備によって解消していくため、水域単位で定めた下水道整備に関する総合的な基本計画です。
- ※2 県が市町村と連携し、地形、家屋状況、経済性等から下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置事業等、事業種別の最適な整備計画とその整備範囲を設定したものです。
- ※3 20～30 年後の将来を想定して、流域下水道を構成する施設に必要な能力・大きさを決定する計画です。
- ※4 全体計画で定めた施設のうち、5～7 年後の近い時期を想定して、流域下水道を構成する施設（処理場、中継ポンプ場、幹線管きよ）に必要な能力・大きさを決定する計画です。

表 2-1 事業の概要

項 目		全体計画	事業計画
目 標 年 次		令和17年度	令和7年度
計画処理区域面積		16,642.7 ha	13,443.3 ha
計 画 人 口		433,900 人	420,580 人
計画汚水量	日平均	180,200 m ³ /日	168,132 m ³ /日
	日最大	222,640 m ³ /日	209,297 m ³ /日
処 理 能 力		228,000 m ³ /日	228,000 m ³ /日
排 除 方 式		分流式	
幹線管きよ延長		77.6 km	
中継ポンプ場		4 ヶ所	
処 理 場		岐阜県各務原浄化センター	
処理場敷地面積		約34 ha	
放 流 先		木曾川・境川（長良川）	
計画放流水質	BOD	10.2 mg/l	10.2 mg/l
	COD	11.7 mg/l	— mg/l
	T-N	10.2 mg/l	15.0 mg/l
	T-P	1.5 mg/l	1.5 mg/l

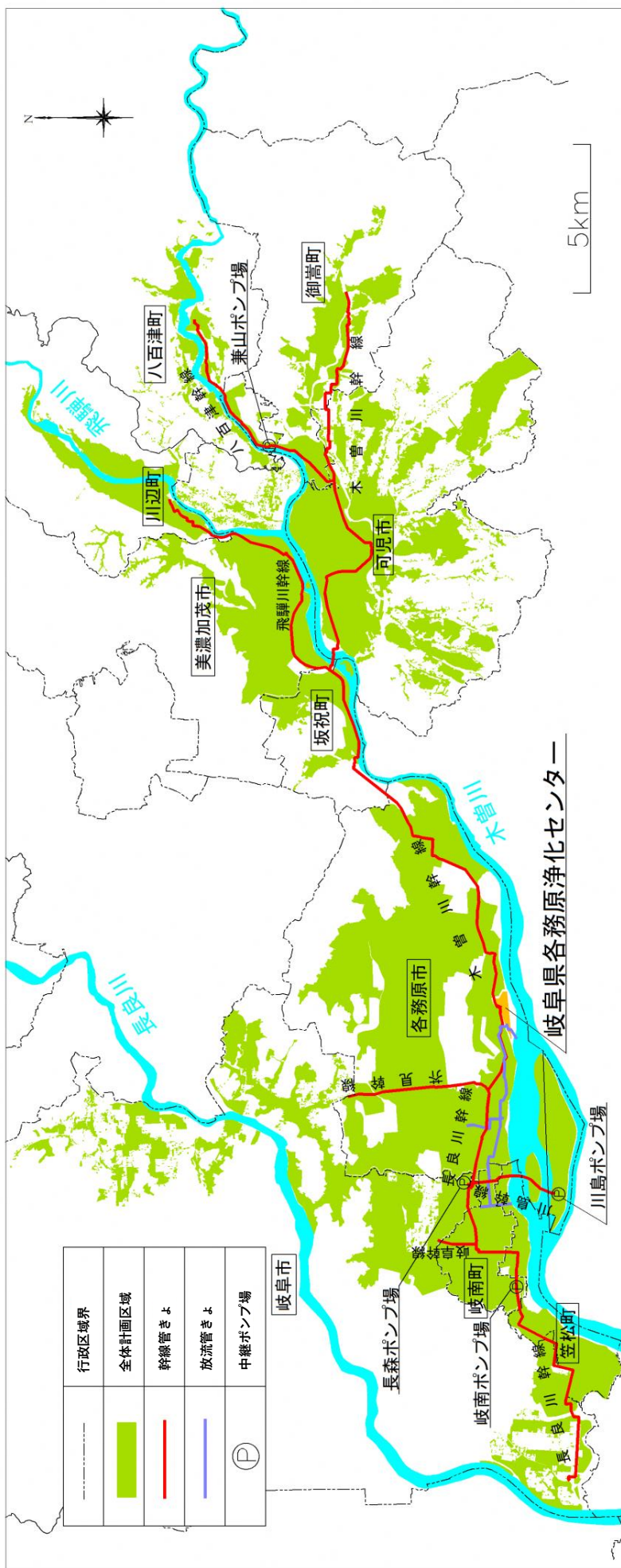


図 2-1 木曾川右岸流域下水道位置図

(2) 整備状況

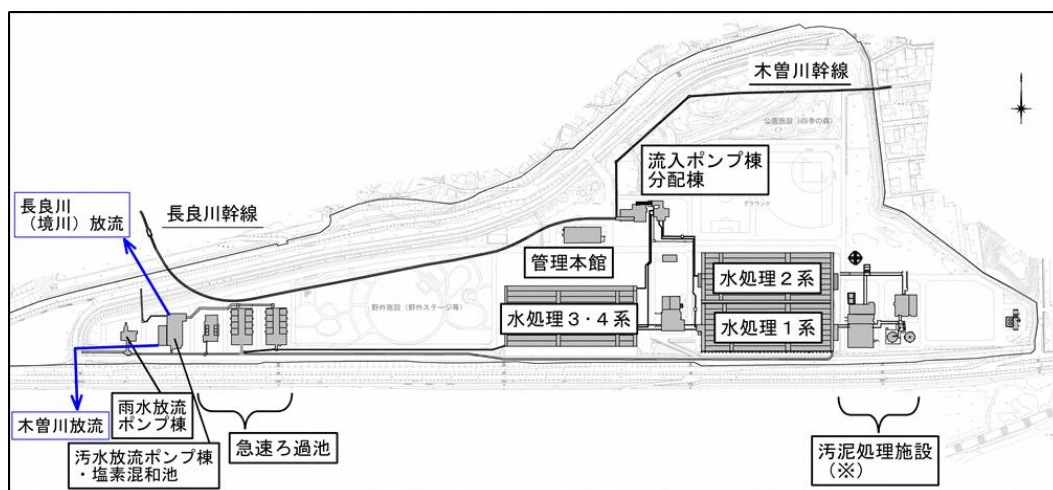
① 浄化センター

浄化センターは昭和 59 年に建設に着手し、水処理施設及び汚泥処理施設の整備を進めてきました。平成 30 年度には水処理系列（4 系）が完成し、浄化センターの整備は概ね完了しています。

浄化センター内には、管きょから汚水を汲み上げる流入ポンプ棟、水処理を行う最初沈殿池（一次処理）及び生物反応槽・最終沈殿池（二次処理）、三次処理を行う急速ろ過池、処理水を河川に放流する放流ポンプ棟等の水処理施設を整備しています。

また、水処理の工程で発生する汚泥を減量する施設を整備していますが、この汚泥処理施設で脱水された汚泥（脱水ケーキ）は浄化センター外に搬出し、県内の民間資源化工場においてバイオマス燃料（乾燥燃料）の原料及びセメント原料として加工され、再生利用されています。

浄化センターは、浄水公園としても整備しており、公園内には、四季の森、野球場、サッカー場及びデイキャンプ場等の施設があり、水処理施設の上部についてもテニスコート等を配置し、県民の憩いの場としての役割も果たしています。



※ 汚泥処理施設には汚泥棟、重力濃縮槽、機械濃縮棟、汚泥貯留槽が含まれる

図 2-2 浄化センターの概要

② 幹線管きょ及び中継ポンプ場

幹線管きょは 7 幹線あり、その延長は 77.6km となっています。幹線管きょは大きく 2 系統からなり、木曾川幹線及び長良川幹線から浄化センターへ流入します。昭和 56 年度から長良川幹線の建設に着手し、平成 8 年度には全ての幹線管きょの建設工事が完了しています。また、放流管きょを 9.7km 整備しており、処理場で処理した水を境川（長良川）に放流しています。

中継ポンプ場は 4 ヶ所あり、平成 7 年度には全ての中継ポンプ場が供用開始しています。

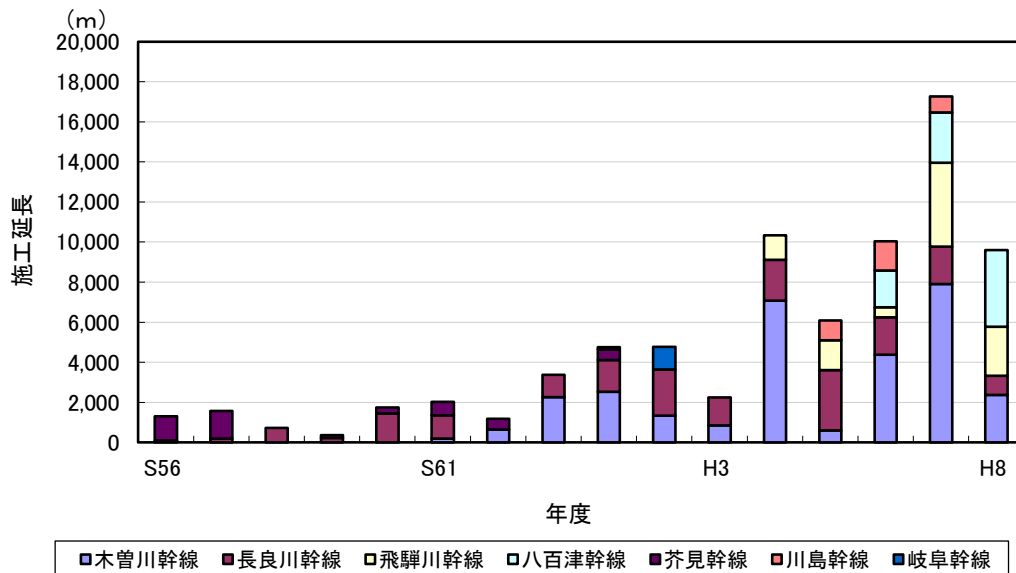


図 2-3 幹線管きょ年度別施工延長

(3) 普及状況

流域下水道事業の下水道普及率と水洗化率は、関連市町の下水道普及対策と水洗化の促進により順調に伸びており、令和4年度末までの10年間で下水道普及率は6.6%、水洗化率は5.7%上昇しています。

また、水洗化人口は令和4年度末までの10年間で約4万人増加しています。

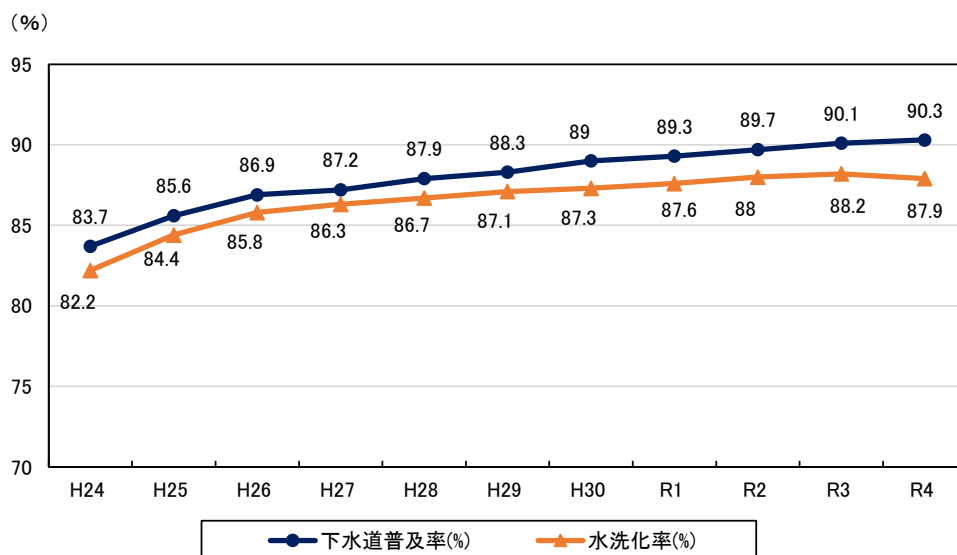


図 2-4 下水道普及率と水洗化率の推移

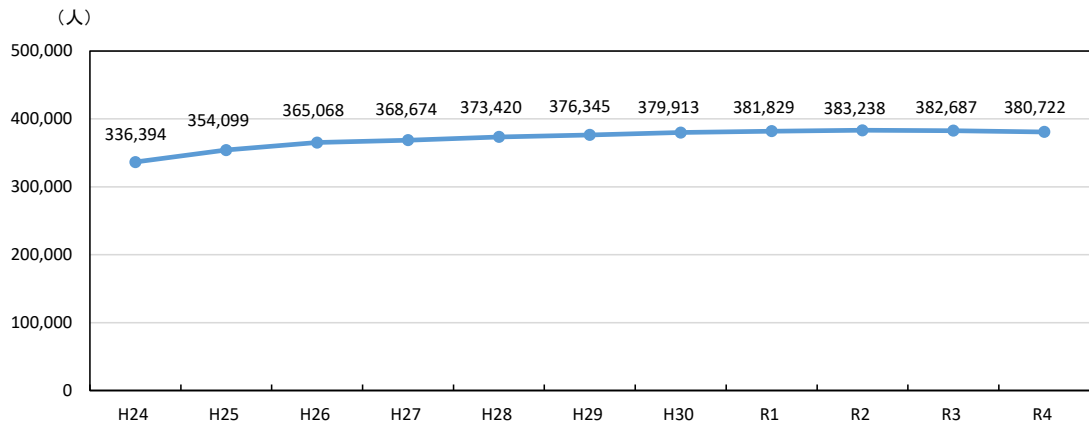


図 2-5 水洗化人口の推移

(4) 年間流入汚水量及び年間汚泥処分量の実績

年間流入汚水量は、令和 4 年度末までの 10 年間で約 670 万 m³ 増加しています。全体として微増傾向を示していますが、令和 2 年度に大きく増加しています。

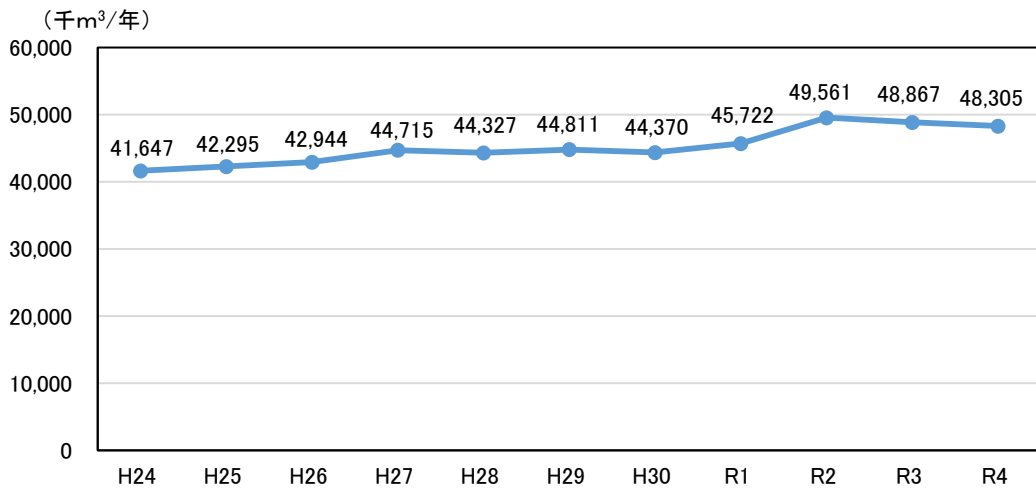


図 2-6 年間流入汚水量の推移

年間汚泥処分量(脱水ケーキ量)は、令和 4 年度末までの 10 年間で約 4,940 トン増加しています。近年は流入汚水量と同様に微増傾向を示しています。

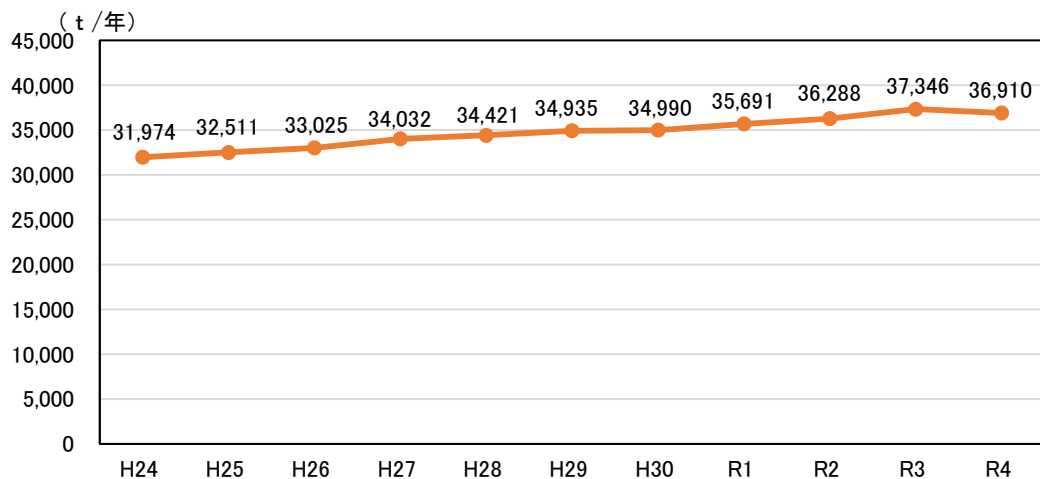


図 2-7 年間汚泥処分量(脱水ケーキ量)の推移

2 事業費の実績

流域下水道事業費は、平成6年度の約127.1億円（うち維持管理費7.3億円、建設改良費97.2億円、企業債償還金等支出額22.6億円）をピークに減少しており、令和4年度で約54.4億円（うち維持管理費25.6億円、建設改良費15.1億円、企業債償還金等13.7億円）となっています。

※企業債償還金等：企業債償還金、積立金、繰出金

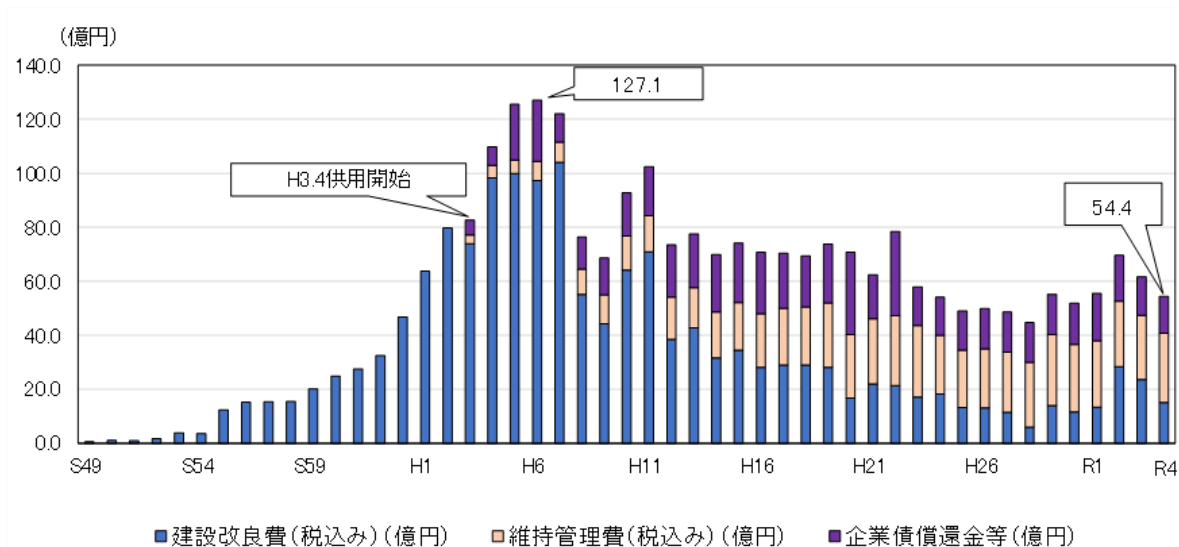


図 2-8 事業費の推移

(1) 維持管理費

維持管理費は、平成3年の供用開始以降、流入汚水量の増加に比例し増加傾向にありますが、近年はその傾向が鈍化しています。

維持管理費の算出においては、平成24年度に、維持管理費を構成する科目の一部変更により、平成23年度と比較し減少しています。

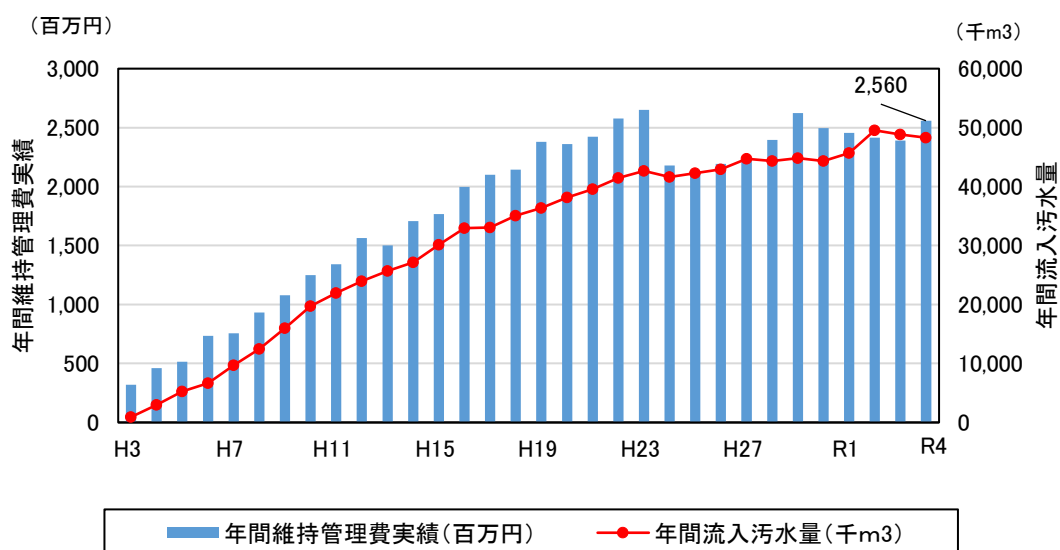


図 2-9 維持管理費の推移

(2) 建設改良費

建設改良費は、平成7年度の約104.0億円をピークに減少傾向にあり、令和4年度は約15.1億円となっています。

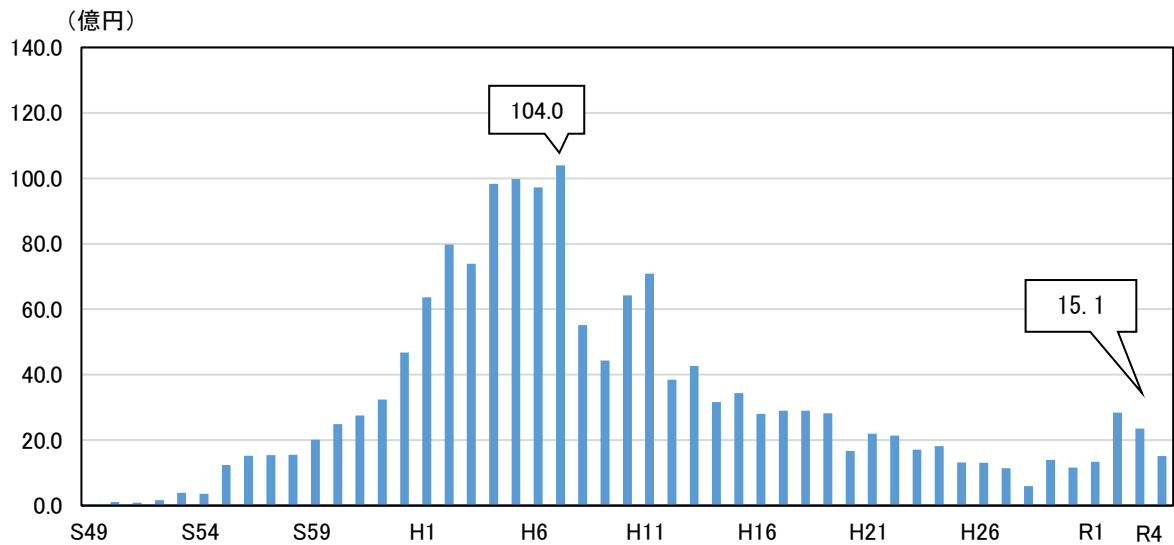


図 2-10 建設改良費の推移

(3) 企業債の未償還元金残高

企業債の未償還元金残高は減少しており、平成24年度時点の約163億円から、令和4年度末時点では、約119億円となっています。

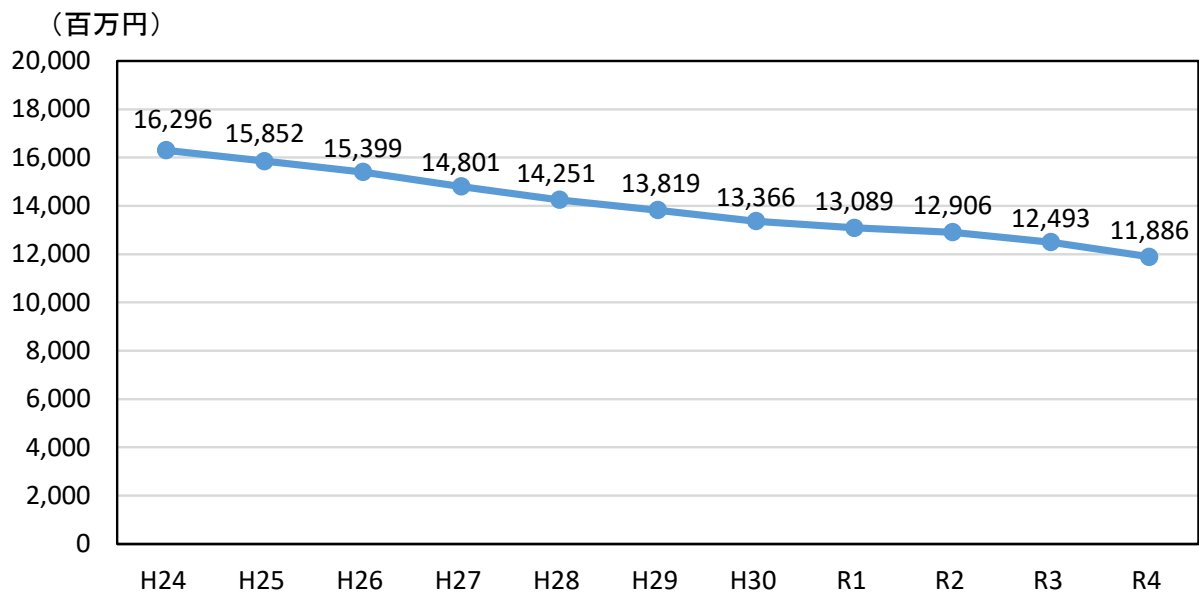


図 2-11 企業債の未償還元金残高

3 組織体制

本県は、下水道行政を執行するため、都市建築部に本庁組織として下水道課、現地機関として流域浄水事務所を設置しています。

また、流域下水道施設の維持管理は（公財）岐阜県浄水事業公社が行っています。

4 財源

流域下水道事業の財源として、関連市町からの負担金、国庫補助金、企業債、一般会計からの借入金等があります。

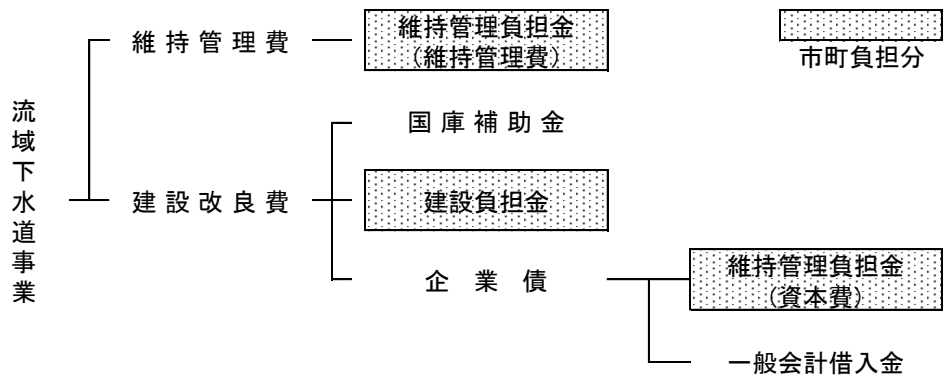


図 2-1 2 財源構成

(1) 維持管理負担金

維持管理の財源となる維持管理負担金は、維持管理費と資本費に分けられます。維持管理費は浄化センターの運転管理や光熱費等の維持管理に要する費用に、資本費は建設改良時等に県が起債した企業債の元利償還費（地方交付税措置分を除く）に充当します。

維持管理負担金は、流入汚水量 1 m³あたりの単価に流入汚水量の実績を乗じて算定します。また、この負担金は下水道法 31 条の 2 に基づき関連市町が負担するもので、その単価は一定期間（3～5 年）毎に関連市町と協議し、県議会の議決を経て定められています。

表 2-2 維持管理負担金単価（税抜）の推移

(円/m³)

期間	種別	維持管理費	資本費	修繕積立金	負担金単価
第1期 (H3～H12)	一般排水	73	剰余金	—	73
	特定排水	87	剰余金	—	87
第2期 (H13～H17)	一般排水	60	4	2	66
	特定排水	60	12	2	74
第3期 (H18～H22)	一般排水	60	4	—	64
	特定排水	60	12	—	72
第4期 (H23～H27)	排水	48	5	—	53
第5期 (H28～R2)	排水	51	5	—	56
第6期 (R3～R5)	排水	51	5	—	56
第7期 (R6～R8)	排水	57	5	—	62

(2) 建設負担金

建設改良時等の財源は、国庫補助金、企業債、関連市町からの建設負担金で構成されています。国庫補助金の交付率は、下水道事業の種類により2分の1または3分の2となっており、国庫補助金を除いた分について、企業債と建設負担金がそれぞれ2分の1ずつとなっています。

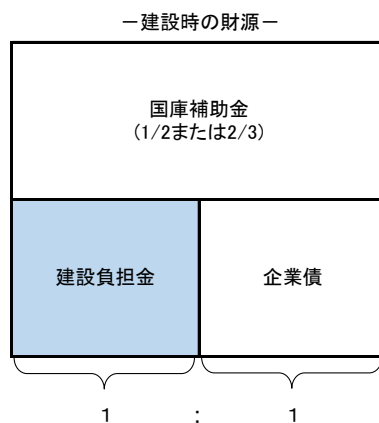


図 2-13 建設改良費の財源構成

5 現在実施している取り組み

流域下水道事業において、持続的な事業運営に向け、現在実施している主な取り組みは以下のとおりです。

- (1) 施設の老朽化対策
- (2) 自然災害リスクへの対応
- (3) 温室効果ガス排出量の削減
- (4) エネルギー使用の合理化
- (5) 施設の合理化（広域化・共同化）
- (6) 民間活用
- (7) 資源の有効利用
- (8) 情報発信

(1) 施設の老朽化対策

下水道事業の老朽化対策については、平成 28 年度に国土交通省において「下水道ストックマネジメント支援制度」が創設され、下水道ストックマネジメント計画を作成し実施することになりました。この計画は、健全度及び緊急度から長期的な実施方針を立て、施設の管理区分（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を設定した短期の実施計画です。

流域下水道事業では、平成 29 年度に下水道ストックマネジメント計画を作成し、現在は令和 3 年 3 月改定版（計画期間 令和 3～7 年度）に基づき事業を実施しています。設備の更新に当たってはライフサイクルコスト低減や省エネに寄与する新技術を導入し、コスト縮減に取り組んでいます。幹線管きよについては標準耐用年数が 50 年であり、今後、本格的な改築・更新の実施が必要になってきます。

(2) 自然災害リスクへの対応

本県では、自然災害に対して強靱な岐阜県を作り上げるため「岐阜県強靱化計画」を策定し、各分野で事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する取り組みを推進しています。

流域下水道事業では、被災時における施設被害による社会的影響を最小限にするため、機能確保の対策を実施しています。また被災時においても事業を継続するための取り組み（事業継続計画：下水道 B C P）により下水道機能の迅速な回復を目指します。

① 地震対策

流域下水道事業では、平成 20 年度に「岐阜県下水道地震対策緊急整備計画」を策定し、浄化センター、中継ポンプ場では、人命、揚排水機能（受電機能、揚水・導水機能）、消毒処理機能、沈殿処理機能の下水道が有すべき基本的機能を確保し、幹線管きよでは、流下機能を確保する対策に着手しました。平成 24 年度には、「岐阜県下水道総合地震対策計画」を策定し、引き続き浄化センター、中継ポンプ場は、鉄筋コンクリート増打ちや鉄筋補強による施設の耐震化を図り、幹線管きよについては、継手部、マンホールの補強及び液状化対策としてマンホールの浮上対策に取り組みました。現在は、平成 29 年度に策定した「岐阜県下水道総合地震対策計画」により対策を進めており、中継ポンプ場、幹線管きよの対策は完了しています。浄化センターの水処理施設の未対策箇所については、令和 6 年度までに耐震化を行い、全ての施設の対策が完了する予定です。

表 2-3 耐震化取り組み状況

		H20	H25	H30	R5	備考
流入・放流ポンプ棟		←————→				対策完了
水処理施設	1~12池	←————→		←————→		対策中
	25池					
中継ポンプ場		←————→				対策完了
幹線管きよ	管きよ	←————→		←————→		対策完了
	マンホール浮上対策	←————→				対策完了

② 浸水対策

流域下水道事業では、豪雨等による施設の浸水対策として、令和 2 年度に河川氾濫による浸水時の影響について調査を行い、令和 3 年度に「岐阜県木曾川右岸流域下水道耐水化計画」を策定しました。令和 4 年度から浄化センター、中継ポンプ場の耐水化に着手し、令和 6 年度には全ての施設の対策が完了する予定です。

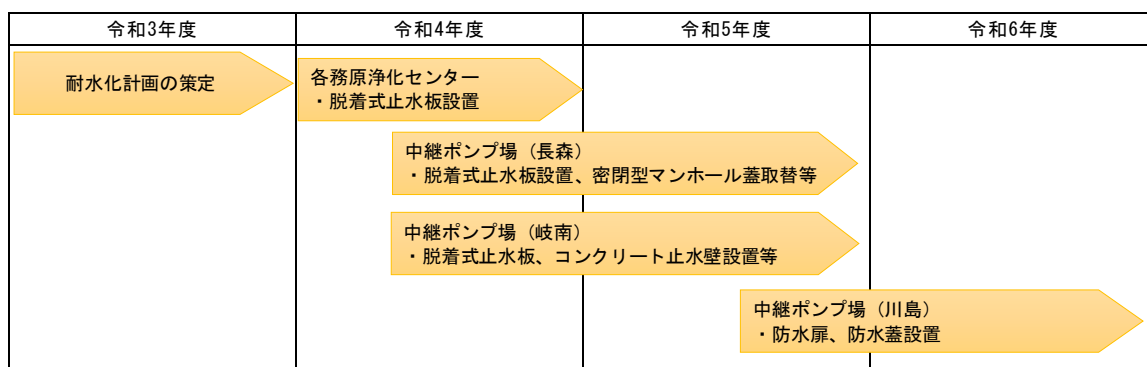


図 2-14 耐水化取り組み状況

③ 事業継続計画（BCP）

流域下水道事業では、被災時における下水道機能の維持または早期回復のため、平成 25 年度に大規模地震の発災を想定した「岐阜県木曾川右岸流域下水道BCP【地震編】」を策定しました。

被災時に人、モノ（資機材、燃料等）、情報、ライフライン等が制約を受けるなかでも初期対応や業務継続に必要な機能回復ができるよう体制を整えるとともに、下水道台帳のデータベース化、復旧資機材の確保、災害応援体制の構築等の減災対策を行っています。また、水害時を加味した計画として、令和 2 年度に「岐阜県木曾川右岸流域下水道BCP【地震・水害編】」として改定し、体制強化を図っています。

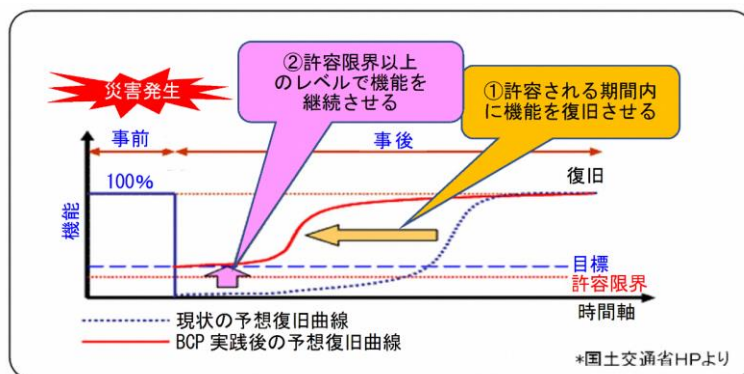


図 2-15 下水道BCPの導入による効果イメージ

(3) 温室効果ガス排出量の削減

本県では、2050 年までに温室効果ガスの排出量をゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指しており、令和 3 年度に「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減目標を「2030 年度に 2013 年度比で 70%減」として取り組みを推進しています。

下水処理においては水処理、汚泥処理等の施設運転によって多くの電気エネルギーが消費され、温室効果ガスが直接あるいは間接的に排出されているため、流域下水道事業においても令和 5 年 8 月に「木曾川右岸流域下水道温室効果ガス削減計画」を策定し、温室効果ガス排出量削減の取り組みを進めています。

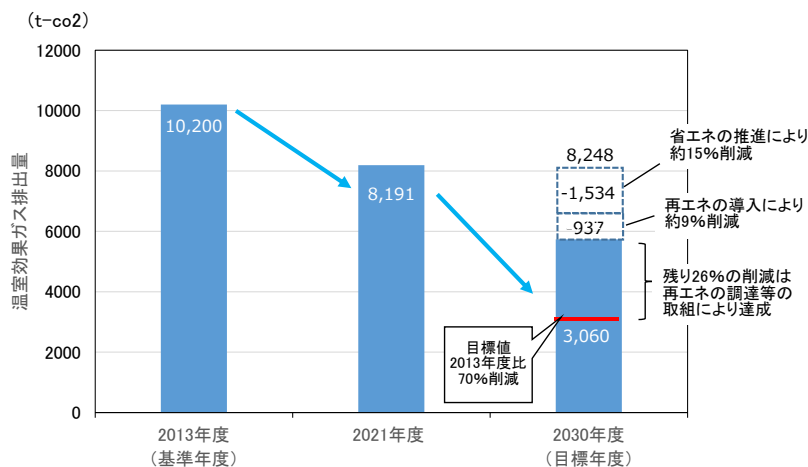


図 2-16 流域下水道事業における温室効果ガス排出量削減目標

(4) エネルギー使用の合理化

浄化センターは、施設運転に多くのエネルギーを消費しており、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」で規定される第一種エネルギー管理指定工場に区分されるため、エネルギー消費量の節減や二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に向けて、エネルギー合理化計画を策定し、省エネルギー化を図っていく必要があります。平成 22 年度以降は流域下水道事業全体のエネルギー管理が求められており、機器更新時の省エネ機器の導入や各設備の運転方法の工夫等によるエネルギー消費削減方法について検討の上、新技術等も活用しながら電気使用量の削減やコスト縮減を図っています。

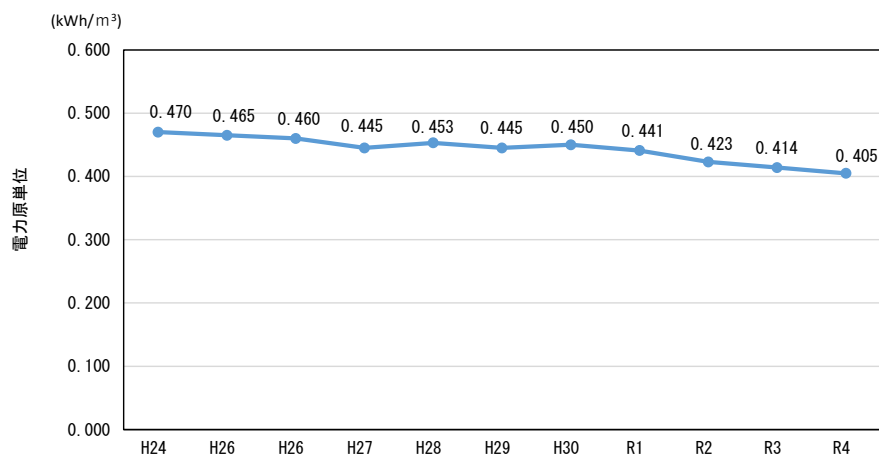


図 2-17 電力原単位※の推移

※電力原単位＝電力使用量／処理水量（放流流量）

(5) 施設の合理化（広域化・共同化）

汚水処理事業の広域化・共同化は、施設の老朽化、技術職員の減少や使用料収入の減少による汚水処理の事業運営が厳しさを増している中、スケールメリットを生かして施設の統廃合等の広域化や維持管理の共同化等の経営効率化を図り、経営基盤を強化することで安定的かつ持続的な汚水処理事業の運営を推進することを目的としています。

本県では、汚水処理事業の主体である市町村等と協力して、効率的な事業体制の構築に関する検討を行い令和 5 年 3 月に「岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定しました。

関連市町やその周辺の市町において、流域下水道事業の処理区域外から流域下水道への編入を検討する等、汚水処理施設の統廃合や処理区域の広域化に取り組んでいます。

表 2-4 広域化・共同化ロードマップ

市町村名	流域関連公共下水道へ統廃合を検討する施設または地区	現在の事業種別	取り組み時期	
			短期 (R5～R9)	中期 (R10～R14)
可児市	久々利浄化センター	単独公共下水道（特環）	工事	
	横市川浄化センター	農業集落排水		概略検討 詳細設計・工事
	矢戸川浄化センター	農業集落排水		概略検討 詳細設計・工事
坂祝町	一色処理施設	農業集落排水	詳細設計 工事	
	西部処理施設	農業集落排水		概略検討 詳細設計・工事
	深萱第2処理施設	農業集落排水		概略検討 詳細設計・工事
川辺町	かしおクリーンセンター	農業集落排水	詳細設計 工事	
八百津町	上飯田浄化センター	農業集落排水	概略検討	詳細設計 工事
関市	下迫間地区	農業集落排水	概略検討	
	上迫間地区	農業集落排水	概略検討	

出典) 岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画 令和5年3月 岐阜県

(6) 民間活用

流域下水道事業では（公財）岐阜県浄水事業公社が浄化センターや中継ポンプ場等の維持管理を行っています。同法人では平成22年度から運転保守業務等に包括的民間委託を導入し、業務の効率化が行われています。

(7) 資源の有効利用

浄化センターで発生する汚泥は、濃縮・脱水後に場外へ搬出しています。搬出した汚泥は、県内の民間資源化工場において、バイオマス燃料（乾燥燃料）及びセメント原料として加工され、活用されています。

(8) 情報発信

流域下水道事業の普及啓発のため、稚鮎放流、ホテル観賞会、バラの育成講習会、マスのつかみどり等のイベントを実施しています。また、県内の小中学生を対象とした施設見学会等を通して、流域下水道事業の現況、下水道の役割、浄化センターの働き等を伝え、下水道への理解と関心を深めていただけるよう情報発信に努めています。

第3章 経営状況の分析

1 経営比較分析表を活用した現状分析

総務省は、下水道事業等の公営企業について、その経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するため、平成26年度決算から、公営企業内の各種経営指標の経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を取りまとめた「経営比較分析表」を公表しています。当該分析は、経営の健全性・効率性、施設規模・能力、老朽化等の状況把握に非常に有効であることから、経営状況の分析に活用します。

流域下水道事業は、令和2年度末で供用開始から30年が経過したため、令和2年度まではE2の類型区分、令和3年度以降はE1の類型区分の団体との比較によって評価します。

表 3-1 流域下水道区分一覧表

供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
30年以上	E 1	43
15年以上	E 2	2
15年未満	E 3	1

(1) 経常収支比率

維持管理負担金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度まかなえているかを表す指標です。

当指標については、単年度の収支が黒字であることを示すためには、100%以上となっていることが必要です。令和3年度を除き100%以上となっています。

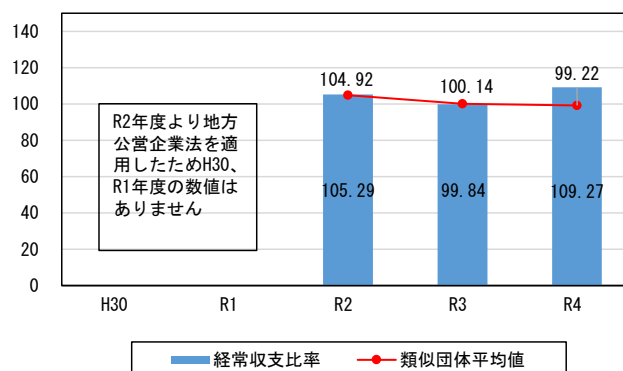


図 3-1 経常収支比率 (%)

(2) 累積欠損金比率

営業収益に対する営業活動により生じた損失で、経年的に累積した損失の状況を表す指標です。

当指標については、累積欠損金が発生していない状況である0%であることが求められます。これまで欠損金が生じたことはありません。

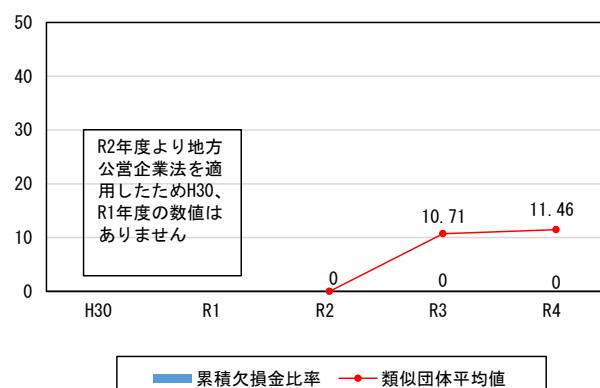


図 3-2 累積欠損金比率 (%)

(3) 流動比率

1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等があるかの状況を表す指標です。

当指標については、1年以内の債務に対し支払い能力がある状況である100%以上が求められています。大規模災害等の不測の事態に備え、維持管理前受金等を計上していることから概ね60~80%で推移しています。

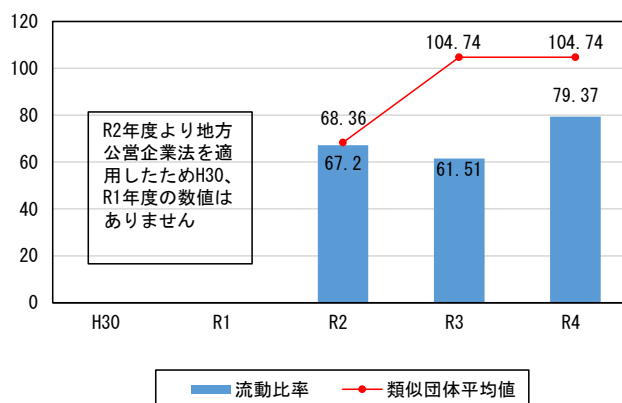


図 3-3 流動比率 (%)

(4) 企業債残高対事業規模比率

維持管理負担金等の収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

地方債残高の減少や流入汚水量の上昇に伴う負担金収入の増加により、令和2年度に減少し、以降は横ばいとなっています。なお、関連市町の財政状況を考慮して、平準的な負担金徴収をしているため、類似団体よりも高い値となっています。

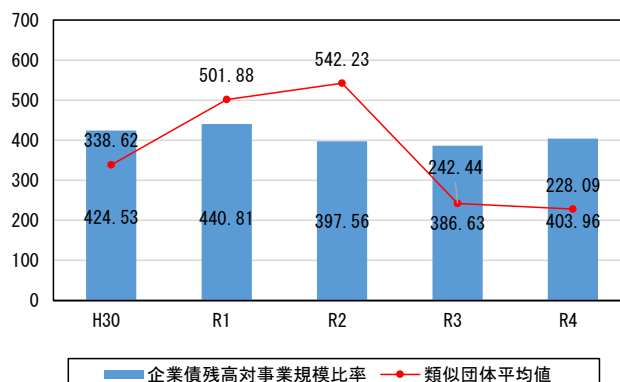


図 3-4 企業債残高対事業規模比率 (%)

(5) 汚水処理原価

流入汚水量1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水処理資本費・汚水処理維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

平成30年度以降は減少傾向にありましたが、電気料の高騰により処理費用が増加したため、令和4年度は上昇しています。

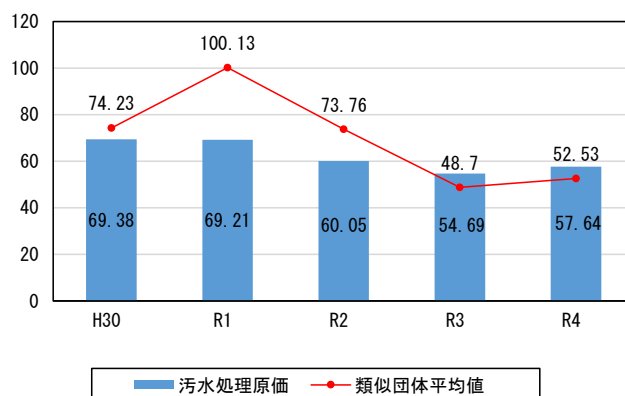


図 3-5 汚水処理原価 (円/m³)

(6) 施設利用率

施設が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均流入汚水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

当指標については、明確な数値基準はないとされていますが、一般的には高い数値であることが望ましいとされています。近年は概ね50～60%で推移しており、類似団体よりも低い値となっています。

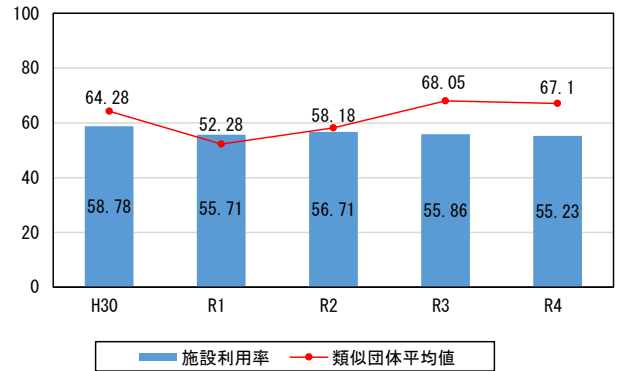


図 3-6 施設利用率 (%)

(7) 水洗化率 (接続率)

処理区域内 (整備区域内) 人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

当指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から、100%であることが望ましいとされています。近年は概ね90%となっています。

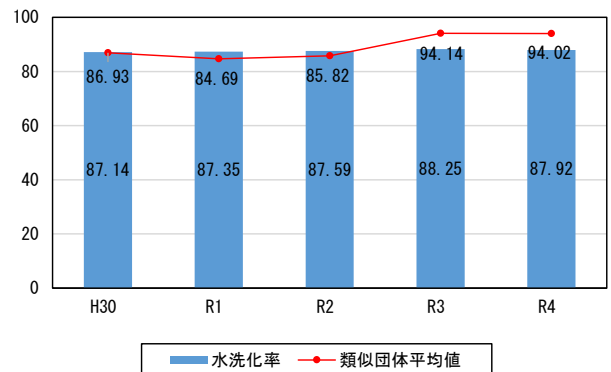


図 3-7 水洗化率 (接続率) (%)

(8) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。

令和2年度に地方公営企業法を適用してから3年と短く、有形固定資産減価償却累計額が少ないため、類似団体よりも低い値となっています。

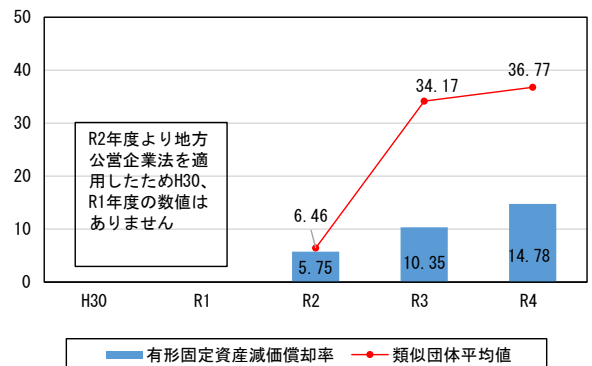


図 3-8 有形固定資産減価償却率 (%)

(9) 管きょ老朽化率

法定耐用年数の50年を超えた管きょ延長の割合により、管きょの老朽化度合いを表す指標です。

流域下水道事業は令和4年度時点で供用開始から31年であり、法定耐用年数を経過した管きょはありません。

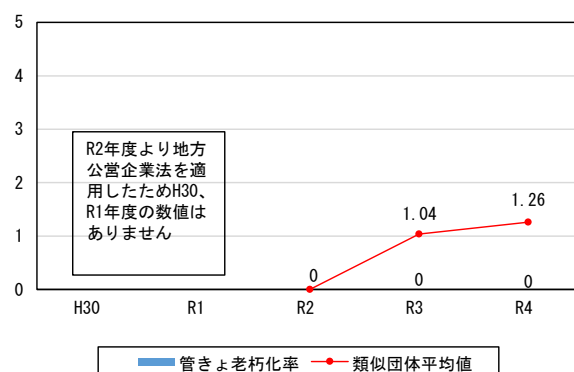


図 3-9 管きょ老朽化率 (%)

(10) 管きょ改善率

当該年度に更新した管きょ延長の割合により、管きょの更新ペースや状況を把握する指標です。

当指標については、明確な数値基準はないとされていますが、例えば、数値が2%の場合、全ての管きょを更新するのに50年かかる更新ペースであることを意味します。流域下水道事業においては、劣化が確認された箇所について管更生工事を実施しています。

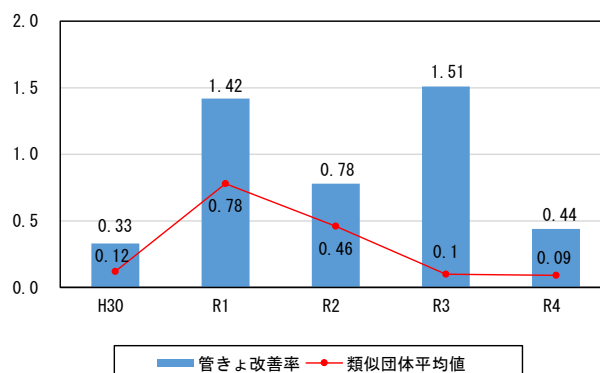


図 3-10 管きょ改善率 (%)

【総括】

本県の流域下水道事業は令和2年度から地方公営企業法の一部（財務に関する規定）を適用し、公営企業会計に移行しました。経常収支比率は令和3年度を除き100%以上であり概ね収支均衡となっていますが、令和4年度は電気料高騰に伴い汚水処理原価が増加し、今後も物価上昇による維持管理費や建設改良費の増加が見込まれることから、財源の確保や一層のコスト縮減に努める必要があります。

第4章 将来の事業環境

1 流域下水道事業における各種人口推計

(1) 関連市町の人口推計

関連市町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）において、令和27年度には約66万人になると見込まれています。

また、令和27年度以降も同様の減少傾向が続くものとして令和47年度まで推計したところ、令和47年度の人口は54万5千人となる見込みです。

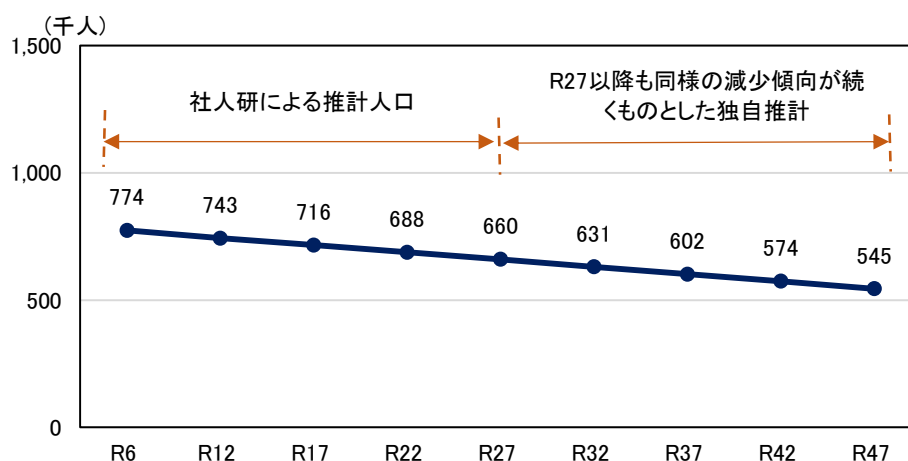


図 4-1 関連市町の人口推計

(資料：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計） 国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 処理区域内（整備区域内）人口の推計

処理区域内（整備区域内）人口とは、下水道が整備された区域に住む人の数のことです。流域下水道事業の処理区域内人口は、関連市町の下水道整備計画により整備人口を算定し、将来の行政人口の減少を考慮して推計しています

令和47年度の処理区域内人口は31万7千人となる見込みです。

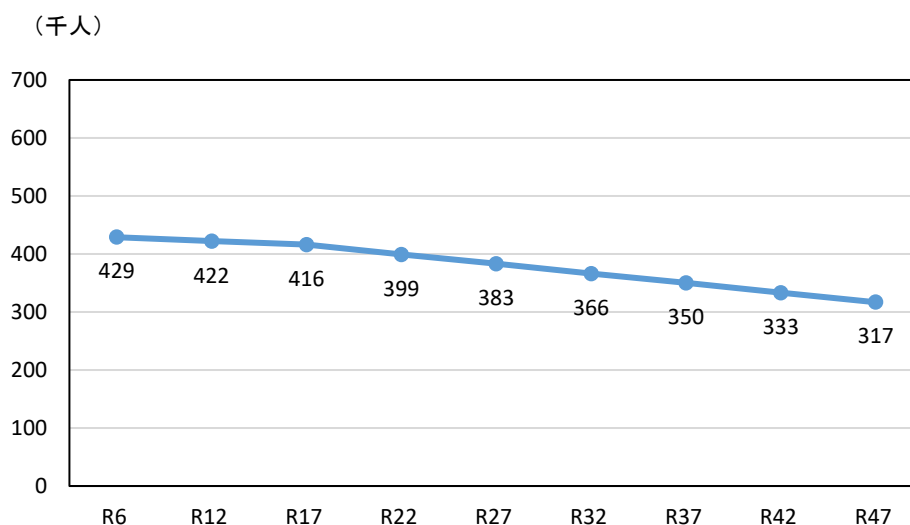


図 4-2 処理区域内（整備区域内）人口の推計

(3) 水洗化人口の推計

水洗化人口は、水洗化率の推移と処理区域内（整備区域内）人口の推移を考慮して推計しています。令和13年度をピークとして減少に転じ、令和47年度では30万3千人となる見込みです。また、令和47年度の水洗化率は95.7%となる見込みです。

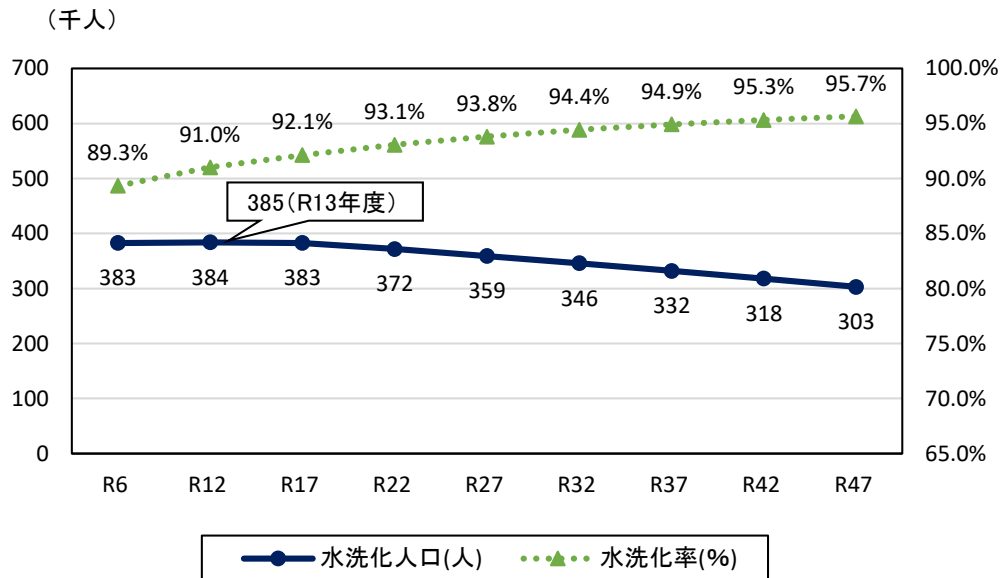


図 4-3 水洗化人口と水洗化率の推計

2 年間流入汚水量の推計

流域下水道事業の年間流入汚水量は、水洗化人口の減少により、令和15年度（約4,720万 m^3 /年）をピークに減少に転じる見込みです。令和47年度では約3,870万 m^3 /年となり、ピーク時の令和15年度と比較して、約82%に減少する見込みです。

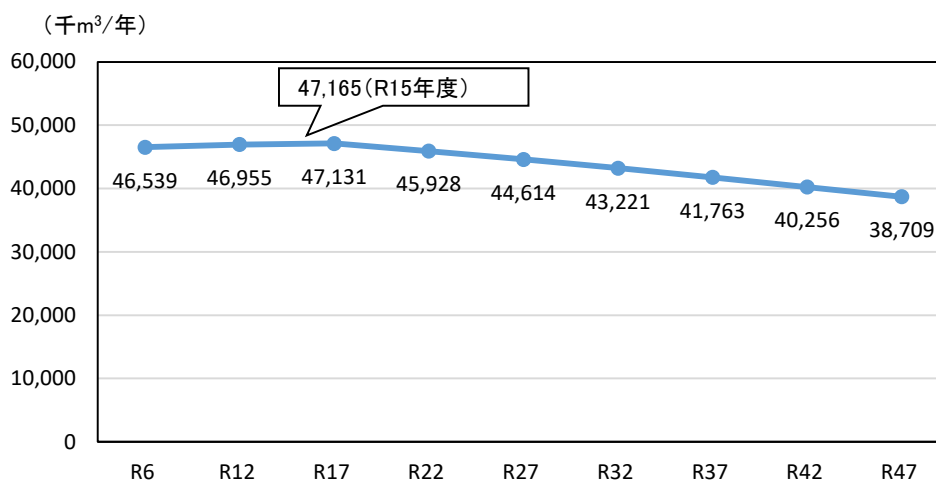


図 4-4 流入汚水量の推計

第5章 経営の基本方針

1 基本理念

生活に不可欠な下水道の機能・サービスの持続的・安定的な提供

下水道は、居住環境を快適に保つのに大きな役割を果たしています。

今後の事業継続に当たっては、施設の老朽化に伴う改築・更新需要の増大、災害対応や人口減少による流入汚水量の減少等の課題が多く、厳しさを増していくものと予想されます。

流域下水道事業では、持続的・安定的に下水道サービスを提供することを責務とし、以下の3つを基本方針に掲げて取り組みを推進します。

2 基本方針

(1) 持続可能な下水道機能の維持向上

ストックマネジメント計画に基づく水処理設備等の更新や長寿命化対策を行い、安全性の確保とともに、下水道機能の維持向上を図ります。



(2) 災害に強い下水道施設の強靱化

地震・豪雨等による災害時にも下水道機能を維持できるよう施設の耐震化、耐水化に加え、発災後の事業継続が可能となるよう危機管理体制の確保を行い、防災・減災の観点から、災害に強い下水道施設の強靱化を図ります。



(3) 経営基盤の強化

経営状況の的確な把握と社会経済情勢の変化への対応に努め、財源確保及びコスト縮減に取り組み、経営基盤の強化を図ります。



3 基本方針実現に向けた対策

(1) から (3) の基本方針の実現に向け、以下の①から⑤の対策により取り組みを推進します。

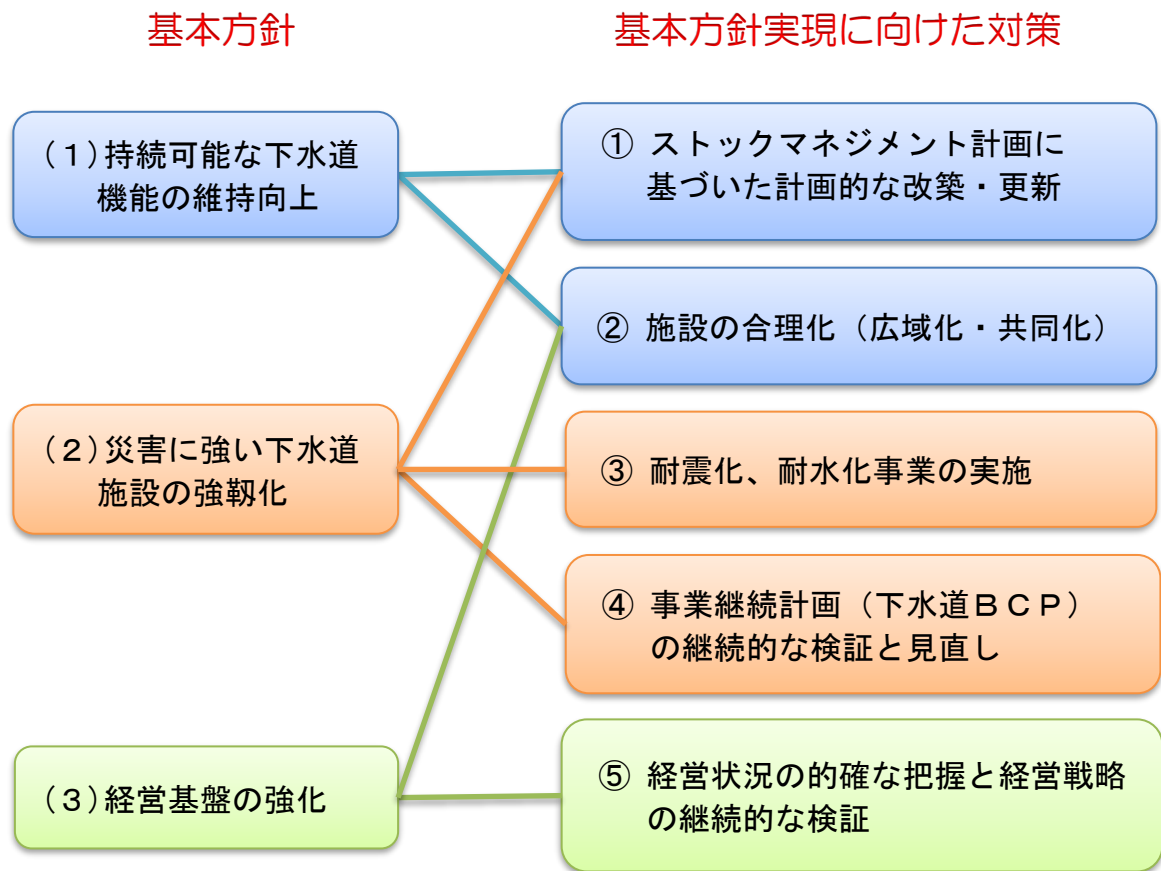


図 5-1 基本方針とその実現に向けた施策の体系図

① スtockマネジメント計画に基づいた計画的な改築・更新

- ・流域下水道事業では、施設設備の改築・更新を計画的・効率的に行うため、平成 29 年度にStockマネジメント計画を策定し、現在は令和 3 年 3 月改定版（計画期間 令和 3～7 年度）に基づき事業を実施しています。
- ・次期Stockマネジメント計画（計画期間 令和 8～12 年度）の改定においても、施設設備の老朽化を中長期的に予測し、優先順位を付けて対策費用を平準化させ、コスト縮減に取り組みます。
- ・設備更新時には、省エネ機器の導入を検討し、電力使用量の削減や温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。

② 施設の合理化（広域化・共同化）

- ・「岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、関連市町やその周辺市町において、流域下水道事業の処理区域外から流域下水道への編入の検討を進め、汚水処理施設の統廃合や処理区域の広域化による施設の合理化に取り組みます。

③ 耐震化、耐水化事業の実施

- ・「岐阜県下水道総合地震対策計画」に基づき施設の耐震化を進め、令和6年度までに全ての施設の耐震化完了を目指します。
- ・「岐阜県木曾川右岸流域下水道耐水化計画」に基づき施設の耐水化を進め、令和6年度までに全ての施設の耐水化完了を目指します。

④ 事業継続計画（下水道BCP）の継続的な検証及び見直し

- ・防災・減災の取組みとして、ハード対策の耐震化、耐水化工事を着実に進めるとともに、ソフト対策として防災訓練を継続的に実施し、「岐阜県木曾川右岸流域下水道BCP」の検証や見直しを行い、実践的で実効性の高いものへと改善していきます。

⑤ 経営状況の的確な把握と経営戦略の継続的な検証

- ・財務状況の検証や経営比較分析表を活用した分析、目標の達成状況等から経営状況を的確に把握します。
- ・国の施策の方向性に注視し国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、社会経済情勢の変化や新たな課題に対応していきます。

4 経営戦略における指標及び目標値

以下のとおり計画期間内の指標及び目標値を定め、その達成に努めます。

① 水洗化率（接続率）

令和4年度末時点で87.9%ですが、安定した経営のためには整備区域内の下水道未接続者への接続促進が必要です。将来の事業計画や人口の推計結果を踏まえ、計画期間内に**91.7%以上**とすることを目指します。

② 耐水化率

耐水化計画に基づく対策工事を着実に進め、令和6年度までに**100%**を目指します。

③ 経常収支比率

安定した経営により、下水道サービスを持続的に提供するため、毎年度**100%以上**を目指します。

④ 汚水処理原価

直近5ヶ年の平均値は約62円/m³ですが、物価上昇による維持管理費の増加を考慮し、計画期間内平均で**68円/m³未満**を目指します。

⑤ 電力削減率

エネルギー合理化計画に基づき計画的なエネルギー削減の取り組みを進め、電力使用量を令和9年度までに令和4年度比で**5%減**（年1%減、累計5%減）を目指します。

第6章 投資・財政計画（収支計画）

1 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

（1）策定方針

下水道経営については、持続的・安定的なサービスが提供できるような投資とともに、効率的な運営・維持管理が一層必要となります。このため財源（国庫補助金、企業債、関連市町からの負担金等）の確保やコスト縮減に努め、収支均衡を図り、持続的安定的な運営を推進します。なお、収支計画は、収益的収支と資本的収支に区分します。

（2）収益的収支についての説明

ア 収益的収入

① 維持管理負担金

推計した流入汚水量に負担金単価を乗じて算定します。

② 他会計負担金

主に、企業債償還金に対するの交付税措置分を、一般会計からの繰入金として計上します。

③ 長期前受金戻入

資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額を収益化するもので、当該年度の減価償却費に見合う分を計上します。

イ 収益的支出

① 維持管理費

<固定費>

大きな変動がなく、毎年度同様と想定できる材料費、人件費、修繕費、事務費等は同額として所要額を計上します。

<変動費>

施設の稼働状況により変動が大きいと見込まれるものについては、処理対象となる流入汚水量により変動すると想定し、汚泥処分費、機器点検費、電気料はその量に合わせて増減して所要額を計上します。

<物価変動>

日本銀行「経済・物価情勢の展望」の物価見通し（消費者物価指数）を参考に物価変動を見込んでいます。

② 減価償却費

建物や機械設備等、長期間にわたって利用する資産の購入価額をいったん資産として計上し、当該金額を資産の耐用年数にわたって規則的に費用として配分して算出します。

過去の施設整備と計画期間中の投資計画等に基づき計上します。

(3) 資本的収支についての説明

ア 資本的収入

① 企業債

建設改良時に要する資金を借入するために、金融機関等に発行する企業債の所要額を計上します。

② 国庫補助金（国交付金）

一定の要件を満たす建設改良事業に対して交付される額を計上します。（交付率等は2分の1または3分の2）

③ 建設負担金

建設改良費から国庫補助金を除いた額の2分の1を計上します。

イ 資本的支出

① 建設改良費

<新設・増設>

下水道施設整備は概成しており、計画期間内に新たな整備は予定しません。

<改築・更新>

目標耐用年数を超えて老朽化が進んでいる水処理設備等の更新、長寿命化対策に係る事業費を計上します。

② 企業債償還金

企業債の償還計画に基づく償還予定額を計上します。

2 投資・財政計画（収支計画）

＜令和6年度～10年度＞

（単位：百万円）

区分	費目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
収益的収支（税抜）	収益	営業収益（維持管理負担金）	2,885	2,896	2,898	2,905	2,910	
		営業外収益	他会計負担金等	578	518	509	477	461
			長期前受金戻入	2,312	2,271	2,176	2,174	2,075
			その他	6	6	6	6	6
			小計	2,896	2,794	2,691	2,656	2,542
	収益計	5,781	5,691	5,589	5,562	5,452		
	費用	営業費用	維持管理費	2,565	2,616	2,663	2,633	2,635
			減価償却費	2,997	2,954	2,830	2,828	2,706
			小計	5,562	5,570	5,494	5,461	5,341
		営業外費用等	103	90	80	72	64	
費用計		5,665	5,660	5,574	5,533	5,405		
当年度純利益		116	31	15	29	46		
資本的収支（税込）	収入	企業債	269	264	230	230	230	
		国庫補助金等	987	738	792	759	746	
		建設負担金	269	264	230	230	230	
		収入計	1,524	1,266	1,252	1,220	1,207	
	支出	建設改良費	1,300	1,086	1,082	1,082	1,082	
		企業債償還金等	936	845	837	781	760	
		支出計	2,236	1,931	1,919	1,863	1,842	
資本的収支差額		▲ 712	▲ 665	▲ 667	▲ 643	▲ 635		
補填財源	損益勘定留保資金	691	645	650	626	618		
	その他	21	20	17	17	17		
	補填財源計	712	665	667	643	635		

＜令和11年度～15年度＞

（単位：百万円）

区分	費目	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度		
収益的収支（税抜）	収益	営業収益（維持管理負担金）	2,911	2,911	2,966	2,966	2,971	
		営業外収益	他会計負担金等	447	400	362	335	298
			長期前受金戻入	2,063	2,029	2,004	1,994	1,990
			その他	6	6	6	6	6
			小計	2,515	2,435	2,371	2,334	2,293
	収益計	5,426	5,346	5,337	5,301	5,265		
	費用	営業費用	維持管理費	2,618	2,614	2,615	2,615	2,618
			減価償却費	2,689	2,648	2,617	2,606	2,602
			小計	5,307	5,262	5,232	5,221	5,219
		営業外費用等	57	50	45	39	35	
費用計		5,364	5,312	5,277	5,261	5,255		
当年度純利益		62	34	60	40	10		
資本的収支（税込）	収入	企業債	230	230	230	230	230	
		国庫補助金等	736	689	621	621	621	
		建設負担金	230	230	230	230	230	
		収入計	1,197	1,150	1,082	1,082	1,082	
	支出	建設改良費	1,082	1,082	1,082	1,082	1,082	
		企業債償還金等	743	656	603	581	549	
		支出計	1,824	1,738	1,685	1,663	1,631	
資本的収支差額		▲ 628	▲ 588	▲ 603	▲ 581	▲ 549		
補填財源	損益勘定留保資金	611	571	586	564	532		
	その他	17	17	17	17	17		
	補填財源計	628	588	603	581	549		

注) 資本的収入における国庫補助金等には、国庫補助金、他会計補助金、他会計借入金を含んでいる。

3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組み

<投資に関する事項>

- ・令和7年度に次期ストックマネジメント計画（計画期間：令和8～12年度）の改定を行うため、令和5年度より施設設備の調査点検を進めています。改定にあたっては、下水道施設の老朽化を中長期的に予測し、優先順位を付けて対策費用を平準化させ、コスト縮減に努めていきます。
- ・GX（グリーン・トランスフォーメーション）の取り組みとして、コスト縮減を図りつつ、省エネの推進、再エネの導入等により温室効果ガス排出量削減に寄与する事業を進めていきます。
- ・生産性を高めるためのDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取り組みとして、業務効率化のための新技術導入及びコスト縮減について検討します。

<民間活力の活用に関する事項（PPP／PFI等）>

民間活力を活用できる業務の一つに、PPPまたはPFI形式により施設の維持管理と管きよを含めた施設の改築更新を一体で行う方式があります。内閣府・厚生労働省・経済産業省・国土交通省は、令和5年6月に共同の通知「ウォーターPPPの概要について」を公表しており、下水道分野での民間活力の活用が求められています。このため、流域下水道事業においても導入の可能性について検討をしていきます。

第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の改定については、総務省公表の経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日策定）において、「改定に当たっては、経営戦略に基づく取り組みにおける毎年度の進捗管理と一定期間（3～5年）毎の成果を検証・評価した上で行い、より質の高い経営戦略にすること。」とされています。

これに基づき、経営戦略は策定から一定期間（3～5年）毎に改定するものとします。また、毎年度決算確定後の実績と比較を行い、目標の達成度や投資・財政計画との乖離について検証しその結果を公表します。経営環境に大きな変更が生じた場合や維持管理負担金の改定が具体化した場合等、大幅な見直しが必要となった場合は、経営戦略の改定を行います。

指標の算定式

指標	算 定 式
下水道普及率 (%)	$\frac{\text{処理区域内（整備区域内）人口}}{\text{計画対象区域行政人口}} \times 100$
水洗化率 (%)	$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内（整備区域内）人口}} \times 100$
経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度末未処理欠損金}}{\text{営業収益 - 受託工事収益}} \times 100$
流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{地方債現在高合計 - 一般会計負担額}}{\text{営業収益 - 受託工事収益}} \times 100$
汚水処理原価 (円/m ³)	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間流入汚水量}}$
施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
有形固定資産減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
管きょ老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管きょ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
管きょ改善率 (%)	$\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管きょ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
耐水化率 (%)	$\frac{\text{耐水化した施設数}}{\text{全施設数}} \times 100$
電力削減率 (%)	$\left(1 - \frac{\text{当年度の電力使用量※}}{\text{前年度の電力使用量※}}\right) \times 100$ <small>※電力使用量：処理水量（放流量）あたりの使用量</small>

用語解説

用語	説明
あ行	
維持管理負担金	流域下水道施設の維持管理にかかる経費のうち、関連市町が負担する部分
維持管理前受金	緊急を要する大規模な修繕工事が発生した場合に備えて、市町からの維持管理負担金を積立てたものから、当年度に予算計上した金額を除いたもの
汚水処理施設整備構想	下水道や浄化槽といった、様々な汚水処理施設を効率的に整備、運営していくため、地域特性や地域住民の意向にも配慮した経済的な整備手法と、長期的な事業運営の方針を示すもので、県が市町村の意見を反映した上で策定する計画

か行	
管更生工事	老朽化した既設管（下水道管、農水管、工業用水管、工場内排水管、高速道路や鉄道における横断管）に対して、新設管と同等以上の性能を持つ更生材料を既設管路内に裏打ちし、管きよの修繕・改築を行う非開削工事
幹線管きよ	処理場から関連市町までをつなぐ県が整備する管きよ
急速ろ過池	比較的粗い砂や砂利を使って水中の不純物を濾過するための池。最初沈殿池、生物反応槽、最終沈殿池できれいになった処理水を、急速ろ過池を通すことによってさらにきれいすることができる
企業債	地方公営企業が行う建設改良等に要する資金に充てるために起こす地方債
企業債償還金 (元利償還金)	企業債の発行後、各事業年度に支出する元金の償還額または一定期間内に支出する元金償還金の総額
強靱化計画	我が国が経験してきた災害における教訓を踏まえて制定された、国土強靱化基本法に基づき、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画
G X	グリーン・トランスフォーメーション（Green Transformation）。カーボンニュートラルや温室効果ガス削減のために取り組む活動や変革
繰入金	地方公共団体内の他の会計からの収入
経営比較分析表	地方公営企業の経営の状況や施設の状況等の各種指標を経年的にグラフ形式で示したもの。毎年、総務省が地方公営企業毎に作成している。経年比較や他団体との比較分析によって、経営の現状や課題を把握することができる
減価償却費	建物や機器等の固定資産の使用及び時間経過により減少したその固定資産の経済的価値の減少額を毎事業年度の費用として配分したものの

建設改良費	新たな施設の建設や既存の施設の改築・更新に要する経費
広域化・共同化	効率的な事業運営を目的に、複数の污水处理施設の統合や、運営・管理を一括で行うこと
公共下水道	市町村が整備・管理する下水道
国庫補助金 (国交付金)	国土交通省所管の地方公共団体向けの個別補助金や交付金。社会資本整備総合交付金は事業主体である地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫が生かせる総合交付金として平成 22 年度に創設されたもの

さ行	
最初沈殿池 生物反応槽 最終沈殿池	浄化センター内に設置された水処理施設。最初沈殿池では下水中に含まれる固形物を沈めて取り除き、次に生物反応槽で下水に空気を送り込んで微生物が下水の汚れを取り込む反応を促進し、下水を浄化する。最終沈殿池では、生物反応槽で発生した汚泥等の固形物を取り除く
COD	化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)。河川や湖沼・海域での有機物質等による汚濁の度合いを表す指標の 1 つ。数値が大きいほど、汚濁の度合いが大きい
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する、全ての収益とそれに対応する全ての費用
資本的収支	収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の支出を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出のこと
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省の施設等機関で、日本の将来推計人口・世帯数(全国・地域)の作成・公表を行っている
水洗化率	下水道の処理区域内(整備区域内)人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合
ストック マネジメント計画	長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行い、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化することを目的とした計画
総合地震対策計画	地震への備えとして、重要な施設の耐震化を図る「防災対策」と、被災による影響の最小化を図る「減災対策」を組み合わせた総合的な地震対策計画
損益勘定留保資金	資本的収支の補填財源の一つで、当年度収益的収支における現金の支出を必要としない費用、具体的には減価償却費の計上により企業内部に留保される資金
損益計算書	公営企業会計で予算を立案する際に作成する書類の一つで、企業の年間における収益と費用を整理した表

た行	
貸借対照表	公営企業会計で予算を立案する際に作成する書類の一つで、その時点の企業の財政状況を資産、負債及び資本の金額により明らかにする表
耐水化計画	リスクの高い下水道施設の耐水化について、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした計画
地方公営企業	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業。企業として合理的、能率的な経営が求められ、租税ではなく提供するサービス等の対価である使用料収入によって運営される 法令により地方公営企業として運営することが義務づけられている上水道、鉄道、電気、ガス等の事業のほか、その他の事業でも条例により任意で地方公営企業として運営することもできる 一般会計が現金主義・単式簿記方式を採っているのに対して、地方公営企業は企業会計方式により経理が行われる
中継ポンプ場	下水管きよは勾配を利用して処理場まで流すため、管きよの埋設高さが深くなりすぎないように下水を途中で集め汲み上げる施設
長期前受金 (戻入)	減価償却を行う固定資産の取得または改良に充てるため、補助金等の交付を受けた場合において、その交付を受けた金額に相当する額を計上するもの。また、長期前受金として計上した額のうち、当年度の減価償却見合い分を長期前受金戻入として収益に計上する
T-N	全窒素 (Total Nitrogen)。水域の富栄養化を表す指標の1つ。数値が大きくなると、富栄養化のおそれが大きくなる
T-P	全磷 (Total Phosphorus)。水域の富栄養化を表す指標の1つ。数値が大きくなると、富栄養化のおそれが大きくなる
DX	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) 将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変すること
特定排水	工場、事業所等からの汚水。平成 22 年度までは一般排水と特定排水を区分して維持管理負担金単価を定めていた

な行	
農業集落排水	農村地域の生活環境向上や農業用水の水質保全等を目的に、各家庭のトイレやお風呂等から出た汚水を下水道管を通じて処理場に集め、汚水処理を行ったのち、川に放流するための施設
は行	
BCP	事業継続計画 (Business Continuity Plan)。企業が、テロや災害、システム障害や不祥事といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策を用意し、生き延びることができるようにしておくための戦略を記述した計画書
BOD	生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)。河川や湖沼・海域での有機物質等による汚濁の度合いを表す指標の1つ。数値が大きいほど、汚濁の度合いが大きい
PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) 民間のノウハウを活用し、公共施設等の整備、運営等を行う手法である。PFIは民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法
PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップ (Public Private Partnership)。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームであり、PFIは、PPPの代表的な手法の一つ
包括的民間委託	従来の仕様発注に基づく業務委託と違い、民間業者に対して施設管理に放流水質等の一定の性能の確保を条件として課す性能発注方式。運転管理方法等の詳細や電力、水道及び薬品等の調達や補修の実施等、民間業者の業務範囲を増やすことにより、民間活力を導入し維持管理コストの縮減を図る手段の一つ
や行	
有形固定資産	1年を超える長期にわたり利用される資産の中で、「形があって目に見えるもの」を指す。土地や構築物、機械および装置などが代表的なものとして挙げられる
ら行	
流域下水道	二つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が管きよの一部及び処理施設の設置管理するもの
流域関連公共下水道	市町村が事業主体となり、終末処理場を持たず、処理区域内からの下水を集めるための下水管きよのみを設置し、流域下水道に流入させる下水道。流域下水道と一体となり、はじめて首尾一貫した下水道の機能を果たす
ライフサイクルコスト	施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯費用の総計

岐阜県流域下水道事業経営戦略アドバイザー

氏名	所属・役職
佐治木 弘尚	岐阜薬科大学 副学長・教授
高木 朗義	岐阜大学 社会システム経営学環 教授
竹内 信仁	名古屋大学 名誉教授

氏名は敬称略、名簿は五十音順

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

岐阜県流域下水道事業経営戦略

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県 都市建築部 下水道課

電話：058-272-1111（代表）

FAX：058-278-2780

E-mail：c11663@pref.gifu.lg.jp